

令和7年第2回幸田町議会定例会会議録（第1号）

議事日程

令和7年6月4日（水曜日）午前9時07分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
日程第4 報告第1号 令和6年度幸田町一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第6 第37号議案 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
第38号議案 幸田町税条例の一部改正について
第39号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正について
第40号議案 幸田町保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第41号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
第42号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第43号議案 工事の請負契約について（3小学校体育館空調設備設置工事）
第44号議案 工事の請負契約について（高齢者生きがいセンター移転施設改修工事）
第45号議案 財産の取得について（小型動力ポンプ付水槽車）
第46号議案 令和7年度幸田町一般会計補正予算（第1号）
第47号議案 令和7年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 藤本和美君 | 2番 吉本智明君 | 3番 野坂純子君 |
| 4番 松本忠明君 | 5番 長谷川進君 | 6番 岩本知帆君 |
| 7番 田境毅君 | 8番 石原昇君 | 10番 黒木一君 |
| 11番 藤江徹君 | 12番 稲吉照夫君 | 13番 笹野康男君 |
| 14番 丸山千代子君 | 15番 都築幸夫君 | 16番 廣野房男君 |

欠席議員（1名）

- 9番 鈴木久夫君
-

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 成瀬敦君 副町長 大竹広行君
教育長 池田和博君 企画部長 内田守君

総務部長 菅沼秀浩君 参事(税務担当) 稲熊公孝君
危機管理監 長谷優一郎君 住民こども部長 三浦正義君
健康福祉部長 谷川啓君 参事(健康保険担当) 相川美代子君
環境経済部長 大熊隆之君 建設部長 鳥居靖久君
上下水道部長 齋藤啓一君 消防長 山本秀幸君
教育部長 山本晴彦君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名
局 長 岩瀬 仁史君

○議長（廣野房男君） 皆さん、おはようございます。

議員各位には、公私とも御多忙のところ、御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

田植もほぼ終わり、幸田町らしい美しい田園風景が見られる季節となりました。

高温多湿のこの時期、熱中症などには十分留意され、それぞれ健康を損なわないように気を付けていただきたいと思います。

本定例会に提出されました議案は、お手元の議案目録のとおり、報告議案1件、諮問案件1件、単行議案9件、補正予算2件、合わせて13件の重要な議案が提出されております。

議会としましては、町民生活の安定と福祉の増進のため十分な審議を行い、町民の負託に応えるべく努力したいと思うところであります。

議員各位には、慎重なる審議と円滑な議会運営に格別の御協力をお願い申し上げます。開会の挨拶とします。

お諮りします。

本日、三河湾ネットワーク株式会社から、議場内のテレビカメラによる撮影の申出がありました。

これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（廣野房男君） 異議なしと認めます。

したがって、議場内のテレビカメラによる撮影を許可することに決定しました。

定例会招集に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 皆様、おはようございます。

あじさいの色が美しく映える季節となりました。

本日、ここに、令和7年第2回幸田町議会定例会をお願いしましたところ、議員の皆様方には御多用の中、御出席をいただき誠にありがとうございます。

また、日頃より町政各般にわたりまして、御理解と御支援をいただいておりますこと、そして、行政運営におきましても御指導、御高配を賜っておりますこと、併せて敬意と感謝を申し上げます。

さて、今定例会に提案をさせていただきます議案は、報告議案1件、人事議案1件、単行議案9件、補正予算2件、合わせて13件でございます。

後ほど、提案理由とその概要につきましては説明させていただきますが、いずれもこれからの町政を進める上において重要なものばかりでございますので、全議案とも慎重に御審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、一般質問につきましては、8名の議員の皆様から御通告をいただいております。いずれも今後の町政を進める上で重要な御質問ばかりでございますので、真摯に受け止め、誠意を持って対応いたします。よろしくお願いたします。

ここで、御報告を3点申し上げます。

1点目は、幸田町の若者を対象としました海外留学や大学進学を応援する返済不要の給付型奨学金についてであります。

この給付型奨学金につきましては5月の協議会にて御説明をさせていただき、今定例会での補正予算を経た後に、7月から申込の募集を目指して事務を進めてまいりました。

このような状況の中、5月23日、寄附者の代理人の方から寄附者の方が5月15日に御逝去されたと連絡がありました。

寄附者の方にはゆかりの地である幸田町を思い、給付型奨学金の創設のため多大な御寄附をいただきましたことに対し、心から感謝を申し上げますとともに御冥福をお祈りいたします。

7月に募集を予定していました給付型奨学金につきましては、寄附者の相続人の方との今後の給付型奨学金の在り方について話し合うことになりましたので、7月募集を延期することにいたしました。

2点目は、戸籍における氏名の振り仮名についてであります。

令和7年5月26日に改正戸籍法が施行され、戸籍に氏名の振り仮名が項目として追加されました。

記載する予定の振り仮名の通知を、7月下旬発送予定で現在準備を進めておりますので、お手元に届きましたら必ず御確認をいただきたいと存じます。

誤りがなければ、届出をしなくとも通知のとおり戸籍に記載されます。令和8年5月26日以降において市町村長記録として通知の振り仮名を戸籍に記載してまいります。

3点目は、幸田町消防団競練会の開催についてでございます。

6月8日曜日、午前8時から、幸田町消防団競練会が防災広場にて開催されます。

この競練会は、消防団の自主的な取組であり、目的といたしましては、消防団員の訓練における消防機械器具の取扱い及び消防操法の基本を競練し、技術の向上を図るものでございます。

なお、協議は階梯、小型ポンプ、ポンプ車の3部門で競争形式で実施されます。

議員各位におかれましても、御臨席いただき応援のほど賜りますようお願いいたします。

以上、定例会の開会に当たりまして、私からの御挨拶といたします。

どうぞよろしく申し上げます。

[町長 成瀬 敦君 降壇]

○議長（廣野房男君） ここで、総務部長から発言の申出がありましたので発言を許します。総務部長。

[総務部長 菅沼秀浩君 登壇]

○総務部長（菅沼秀浩君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。資料の配付1件でございます。

令和7年度、国県等公共事業採択（見込）状況につきまして、令和7年5月7日現在における情報をお手元に配付させていただきましたので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

[総務部長 菅沼秀浩君 降壇]

○議長（廣野房男君） ここで、御報告いたします。9番、鈴木久夫議員は、疾病のため本定例会の全ての会議を欠席する届出がありましたので御報告いたします。

ただいまから、令和7年第2回幸田町議会定例会を開会します。

開会 午前 9時06分

○議長（廣野房男君） 地方自治法第121条の規定により、議案説明のため出席を求めた理事者は、お手元に配付のとおりでありますから御了承願います。

これから、本日の会議を開きます。

開議 午前 9時07分

○議長（廣野房男君） 議事日程は、お手元に配付のとおりですから、御了承願います。

日程第1

○議長（廣野房男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、14番 丸山千代子議員及び15番 都築幸夫議員を指名いたします。

日程第2

○議長（廣野房男君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日6月4日から6月25日までの22日間とすることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（廣野房男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日6月4日から6月25日までの22日に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の定例会会期日程表のとおりですから、御了承願います。

日程第3

○議長（廣野房男君） 日程第3、諸報告を行います。

例月出納検査3件及び定期監査2件であります。これは、お手元に配付のとおりですから、御了承願います。

以上をもって、諸報告を終わります。

日程第4

○議長（廣野房男君） 日程第4、報告第1号 令和6年度幸田町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 議案書の1ページをお開きください。

報告第1号 令和6年度幸田町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

議案関係資料は、1ページから5ページまででありますので、併せてごらんください。
この件につきましては、令和6年度におきまして繰越明許費の議決をいただいております、その繰越額について繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして報告をいたします。

繰越明許事業は、議案書2ページの計算書のとおり、避難所用簡易トイレ用テント整備事業をはじめ12事業であります。

15款総務費、10項総務管理費につきましては、避難所用簡易トイレ用テント整備事業の繰越額を議決額と同額の111万1,000円とし、その財源を国庫支出金及び一般財源として繰り越したものであります。

20項戸籍住民基本台帳費につきましては、戸籍の氏名振り仮名記載事業の繰越額を議決額と同額の357万7,000円とし、その財源を国庫支出金及び一般財源として繰り越したものであります。

20款民生費、10項社会福祉費につきましては、接触ばっ気槽漏水改修事業の繰越額を議決額と同額の308万円とし、その財源を一般財源として繰り越したものであります。

次に、物価高騰対応重点支援事業の繰越額を議決額と同額の1,015万8,000円とし、その財源を国庫支出金として繰り越したものであります。

次に、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業の繰越額を議決額と同額の1,527万7,000円とし、その財源を国庫支出金として繰り越したものであります。

45款土木費、15項道路橋梁費につきましては、町道野場横落線道路改良事業の繰越額を議決額1億円に対し、6,191万円とし、その財源を地方債及び一般財源として繰り越したものであります。

次に、三ヶ根駅西口整備事業の繰越額を議決額9,000万円に対し、5,852万円とし、その財源を地方債及び一般財源として繰り越したものであります。

次に、御桜橋修繕事業の繰越額を議決額4,300万円に対し、2,355万4,000円とし、その財源を国庫支出金及び一般財源として繰り越したものであります。

次に、維新橋架け替え事業（町道新田弓場1号線）の繰越額を議決額1億500万円に対し、7,508万3,000円とし、その財源を国庫支出金、地方債及び一般財源として繰り越したものであります。

次に、防護柵設置事業の繰越額を議決額と同額の2,850万円とし、その財源を国庫支出金、地方債及び一般財源として繰り越したものであります。

55款教育費につきましては、体育館空調工事実施設計事業の繰越額を議決額と同額の1,350万円とし、その財源を一般財源として繰り越したものであります。

次に、小学校体育館空調整備事業の繰越額を議決額と同額の6億6,750万円とし、その財源を国庫支出金、地方債及び一般財源として繰り越したものであります。

以上、報告をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（廣野房男君） 報告は終わりました。

ここで、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時13分

再開 午前 9時13分

○議長（廣野房男君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

これをもって、報告第1号を終わります。

日程第5

○議長（廣野房男君） 日程第5、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 議案書3ページをお開きください。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

議案関係資料は、6ページ及び7ページでありますので、併せてごらんください。

今回、中根靖夫委員が逝去されたことに伴い、令和6年11月24日をもって解嘱となったことから、その後任者を推薦する必要がございます。

議案書4ページをごらんください。

住所及び生年月日につきましては、記載のとおりでございますが、岩瀬幹生氏70歳を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

任期は令和7年10月1日から令和10年9月30日までの3年間であります。

岩瀬氏につきましては、民間企業にお勤めの後、平成23年度からは、一時福祉関係職員として、つどいの家で勤務され、そこでは御自身の経験を踏まえ、障害者の目線に立って業務に従事されました。また、令和6年度には区長を務められております。現在は、一般社団法人愛知県山岳スポーツライミング連盟の副理事長として、来年度に愛知県で開催される第20回アジア競技大会の準備を進めるなど、何事にも熱心で積極的に取り組まれており、人格も高潔で人柄もよく、地域からの信望も厚いことから、委員として推薦するものであります。

以上、人事議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。御審議の上、御答申を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（廣野房男君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願い致します。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

それでは、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑

を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(廣野房男君) なければ、以上で諮問第1号の質疑を終わります。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております諮問第1号を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(廣野房男君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、諮問第1号について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣野房男君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣野房男君) なければ、これをもって、討論を終わります。

これから、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを、原案に異議なき旨、答申することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長(廣野房男君) 着席願います。

起立全員であります。

したがって、諮問第1号は、原案に異議なき旨、答申することに決しました。

日程第6

○議長(廣野房男君) 日程第6、第37号議案から第47号議案までの11件を一括議題とします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長(成瀬 敦君) それでは、単行議案第37号議案から第45号議案までの9件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書5ページをお開きください。

第37号議案 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、8ページから10ページまででありますので、併せてごらんくださ

い。

提案理由といたしましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の制定に伴い、標準準拠システムにおいて、宛名番号を管理するシステムを整備する中、個人番号の管理機能を運用するため所要の改正を行う必要があるからであります。

改正の概要につきましては、独自利用事務として個人番号の利用範囲に住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を別表第1に追加するとともに、特定個人情報の庁内連携を行う事務並びに同一地方公共団体の他機関への情報提供を行う事務として、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を別表第2及び別表第3に追加、改正するものであります。

施行期日につきましては、公布の日であります。

続きまして、議案書7ページをお開きください。

第38号議案 幸田町税条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は11ページから20ページまででありますので、併せてごらんください。

提案理由といたしましては、地方税等の一部を改正する法律及び地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴い必要があるからであります。

改正の概要につきましては、公示送達関係におきまして現行の書面の掲示または電子計算機の映像面に表示したものを閲覧できる状態におく措置を講じ、加えてインターネットを用いる措置を講ずるものであります。

町民税関係につきましては、1つ目として個人の住民税について、特定扶養親族の扶養控除に特定親族特別控除が創設されることに伴う規定の整備を行うものであります。この特定親族特別控除につきましては、いわゆる「103万円の壁」について、現在の厳しい人手不足の状況において、特に大学生のアルバイトの就業調整について税制が一因となっているとの指摘があり、新たに創設されることとなりました。

具体的には、現行制度において所得48万円、給与収入103万円までの所得がある19歳から29歳未満の子などを対象とした特定扶養控除があり、扶養している人から所得税では63万円、住民税では45万円が所得から控除されております。

改正後は、所得48万円が58万円までに要件が引き上げられ、それに加えて、19歳から23歳未満の大学生年代の子などの合計所得金額が85万円までは扶養している人が特定扶養控除と同額の所得控除を受けられ、それを超えた場合でも扶養している人が受けられる控除の額が段階的に減っていく仕組みが特定親族特別控除として導入されることとなります。

2つ目として、軽自動車税種別割について、対象となる原動機付自転車の税率区分の見直しにつきましては、道路運送車両法の改正により、令和7年7月1日からこれまでの原動機付自転車に加え、新基準原付として、125cc以下で最高出力4kW以下に制限したバイクが販売されることとなり、地方税法が改正されております。新基準原付の税率は2,000円、標識プレート、いわゆるナンバープレートは白色で、これまでの原付と同じであります。

3つ目の免許情報記録個人番号カード、いわゆるマイナ免許証の運用開始に伴う規定の整備につきましては、令和7年3月24日からマイナ免許証の運用が開始され、軽自動車税種別割の減免の申請時、従来の免許証に加えてマイナ免許証の提示でも申請可能としております。

今回はその申請の際、申請者がマイナ免許証の免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならないことと、字句の整理を行うものであります。

4つ目は加熱式たばこに係る町たばこ税の課税方式の見直しに伴う規定の整備につきましては、加熱式たばこは、近年、紙巻きたばこに代わり販売が拡大しているにもかかわらず、紙巻きたばこよりも税負担が低く課税の公平性を欠いている状況にあり、国たばこ税において、この点を踏まえ課税の適正化の観点から税負担差を解消するための課税方式の見直しが行われることに伴い、地方たばこ税においても同様の見直しを行うものであります。

固定資産税関係では大規模修繕工事が行われた特定マンションの区分所有に係る家屋に対する特定マンションの区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税の減額措置の適用について申告することができる者の範囲を拡大する措置を講ずるものであります。

施行期日は、公布の日であります。町民税関係の特定親族特別控除の創設は令和8年1月1日、たばこ税の課税方式の見直しは令和8年4月1日、公示送達関係は地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日となります。

続きまして、議案書13ページをお開きください。

第39号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、21ページ及び22ページでありますので、併せてごらんください。

提案理由といたしましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴い必要があるからであります。

改正の概要につきましては、引用条項の整理を行うものであります。

施行期日は、公布の日であります。

議案書15ページをお開きください。

第40号議案 幸田町保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、23ページ及び24ページでありますので、併せてごらんください。

提案理由といたしましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に適合させることに伴い、必要があるからであります。

議案書16ページをごらんください。

改正の概要につきましては、配置する職員に嘱託医を追加するものであります。

今回の改正につきましては、令和6年11月に、愛知県の児童福祉行政指導監査が本町で実施され、その結果、本条例第5条における、保育所に必要な職員に嘱託医を追加する旨の改善指示がありました。本町では、これまで嘱託医、いわゆる園医につきましては、条文中の「その他の職員」として適用してまいりましたが、国が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に適合させる必要があることから、配置する職員に嘱託医を追加するものであります。

施行期日につきましては、公布の日であります。

続きまして、議案書17ページをお開きください。

第41号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

議案関係資料につきましては、25ページから27ページまででありますので、併せてごらんください。

提案理由といたしましては、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、基礎課税額の課税限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を24万円から26万円に改めるものであります。

この改正による課税限度額の合計は、介護納付金課税額を含め106万円から109万円となるものであります。

次に、低所得者における国民健康保険税の減税措置の対象拡大を図るため、被保険者及び特定同一世帯所属者1人当たりの判定所得基準額の加算額を、5割軽減につきましては、29万5,000円を30万5,000円に、2割軽減につきましては、54万5,000円を56万円に改めるものであります。

なお、施行期日につきましては、公布の日であります。

続きまして、議案書19ページをお開きください。

第42号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、28ページ及び29ページでありますので、併せてごらんください。

提案理由といたしましては、長嶺久保田集落家庭排水処理施設及び荻集落家庭排水処理施設の廃止に伴い、必要があるからであります。

集落排水事業における長嶺久保田地区及び荻地区の公共下水道への接続によるもので、改正の概要につきましては、別表第1に規定します、長嶺久保田集落家庭排水処理施設及び荻集落家庭排水処理施設を削るものであります。

施行期日につきましては、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において、規則で定める日であります。

続きまして、議案書21ページをお開きください。

第43号議案 工事の請負契約についてであります。

議案関係資料は、30ページから32ページまででありますので、併せてごらんください。

工事の請負契約を締結するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

提案理由といたしましては、3小学校体育館空調設備設置工事の施工に伴い、必要があるからであります。

議案書22ページをごらんください。

工事名は、3小学校体育館空調設備設置工事であります。

工事場所は、幸田町大字坂崎字揚り山地内ほかで、工事の概要は3小学校体育館空調設備設置工事一式であります。

契約金額は、1億9,800万円。

契約の方法は、13社による指名競争入札を4月23日に実施し、契約の相手方は額田郡幸田町大字菱池字寺東25の6、辻村工業株式会社 幸田営業所 所長 辻村健太郎であります。

続きまして、議案書23ページをお開きください。

第44号議案 工事の請負契約についてであります。

議案関係資料は、33ページから35ページまででありますので、併せてごらんください。

工事の請負契約を締結するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

提案理由といたしましては、高齢者生きがいセンター移転施設改修工事の施工に伴い、必要があるからであります。

議案書24ページをお開きください。

工事名は、高齢者生きがいセンター移転施設改修工事であります。

工事場所は、幸田町大字大草字広野地内で、工事の概要は高齢者生きがいセンター移転施設改修工事一式であります。

契約金額は、1億4,300万円。

契約の方法は、10社による指名競争入札を4月23日に実施し、契約の相手方は額田郡幸田町大字高力字明治23、株式会社石原組 代表取締役 石原孝樹であります。

続きまして、議案書25ページをお開きください。

第45号議案 財産の取得についてであります。

議案関係資料は、36ページから38ページまででありますので、併せてごらんください。

財産を取得するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

提案理由といたしましては、小型動力ポンプ付水槽車の取得に伴い、必要があるからであります。

議案書26ページをごらんください。

物品名は、小型動力ポンプ付水槽車でありまして、物品の概要は、小型動力ポンプ付水槽車一式であります。

納入場所は、幸田町大字菱池字前田41番地1で、契約金額は6,875万円。

契約の方法は、8社による指名競争入札を4月24日に実施し、契約の相手方は名古屋市西区名駅2丁目34番17号の203、小川ポンプ工業株式会社 名古屋出張所 所長 来島啓一であります。

続きまして、補正予算関係につきまして説明をさせていただきます。

別冊となっております補正予算関係をごらんください。

補正予算関係につきましては、第46号議案及び第47号議案の2件であります。

初めに、第46号議案 令和7年度幸田町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算書の5ページをお開きください。

議案関係資料は、39ページから45ページまででありますので、併せてごらんください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ6,595万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ198億9,595万9,000円とするものであります。

第2条 繰越明許費の補正につきましては、10ページをお開きください。

第2表 繰越明許費補正のとおり、繰越明許費の追加を行うものであります。

15款総務費、公用自動車(48号車)購入事業につきましては、職員による公用自動車の自損事故に伴う車両の買い替えを行うため、令和6年度において補正予算に計上し、2度にわたり入札を執行しましたが、令和7年度内での車両納入が見込めないとの理由により、入札不調となりましたことから、令和7年第1回幸田町議会定例会において、繰越明許費の廃止及び歳出予算額を減額したものであります。

旧48号車は積載量に秀でることから利便性がよく、これを欠くことは業務に支障を来すことから、早期の代替車両の購入が必須となります。

しかしながら、慢性的な自動車の供給不足が続く状況下にあつては、令和7年度末の納入を確実に見込むことがかなわないため、これを繰り越して使用することとして、繰越明許費とし、令和8年度内の完了を見込むものであります。

第3条 債務負担行為につきましては、同じく10ページの第3表 債務負担行為補正のとおり、2項目につきましては追加を、1項目につきましては変更をお願いするものであります。

初めに、追加であります。幸田町の若者を対象とした給付型奨学金給付事業における国内大学進学支援奨学金に要する経費につきましては、期間を令和8年度に限度額904万円とする債務負担行為を、海外留学支援奨学金に要する経費につきましては、期間を令和8年度から令和10年度までに限度額を3,070万円とする債務負担行為をお願いするものであります。

この事業は、幸田町にゆかりのある寄附者から将来の日本を背負う若者の人材育成を目的とした、若者の学問を奨励するための奨学金を意図した寄附申出があつたことに伴いまして、当該寄附金を原資とし、本町出身の若者を対象とし、海外留学をするために必要な支援及び大学進学に費用を気にせず勉学に励むため、必要な支援を行うことを目的として返済不要の給付型奨学金制度を創設するものであります。

また、事業に要する経費の財源を確保するため、令和7年度第1回幸田町議会定例会におきまして、若者奨学基金を創設し、寄附金を基金に積み立てるものであります。

海外留学におきましては、令和7年度に奨学生を、国内の大学進学におきましては、令和8年度に向けた奨学生を支援するものであります。

海外留学・国内の大学進学とともに奨学生を認定するため、選考委員会の開催を予定しています。

次に、変更であります。LED防犯灯更新に要する経費であります。

これは、町内に設置されましたLED防犯灯のうち、耐用年数を経過するものが多く

あることから、一度に大量の故障が見込まれ、全てのLED防犯灯4,265基について、機器の更新をするため、当初予算において期間を令和7年度から令和18年度までとし、お認めいただいたものであります。

このたび、金利上昇に伴いリース料率が上昇したことから、限度額を726万3,000円増額し、総額の1億302万9,000円とするものであります。

第4条 地方債の補正につきましては、同じく10ページの第4表 地方債補正のとおりに、地方債の追加を行うものであります。

災害時、被災者生活再建支援及び安否確認に紐づく情報一元化事業につきまして、1,990万円を追加するものであります。

この地方債の追加につきましては、後ほど歳入歳出の補正でも御説明いたしますが、インターネット端末購入費及び被災者の安否確認や被害建物調査データの位置情報等を集積し、り災証明発行等、生活再建などにおいて、支援を行うためのシステム構築を行うものであります同事業実施に対する財源としまして、町債を確保するものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書は16ページをごらんください。

55款国庫支出金、15項国庫補助金、5目総務費国庫補助金につきましては、初めに社会保障・税番号制度システム整備費補助金を減額するものであります。

これは、戸籍事務への社会保障・税番号制度の導入に係る地方公共団体の情報システムの整備に要する経費を補助するものであり、戸籍の氏名の振り仮名記載に伴う振り仮名通知出力機能に係る戸籍情報システム改修業務に対する補助金として、令和7年度の当初予算として歳入歳出ともに計上していたものであります。令和7年度第1回幸田町議会定例会におきまして、令和6年度の補正予算として計上し、また令和7年度に繰越明許することで対応したため、令和7年度当初予算において計上した額を減額するものであります。

次に、新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型TYPE1）を新規計上するものであります。

これは、国の令和6年度補正予算における、南海トラフ巨大地震や、風水害に備えるべくデジタル技術の活用に対する交付金でありまして、当初予算で計上しておりますインターネット端末購入費と併せ、この後、歳出において御説明させていただきます。被災者の安否確認及び被害建物調査データの位置情報等を集積し、り災証明発行等、生活再建などにおいて支援を行うためのシステム構築を行うものであります。

令和7年3月に申請していたところ、令和7年4月に入り交付決定を受けたため、新規計上するものであります。本事業の財源としてインターネット端末購入に係る部分につきましては、デジタル推進事業に、システム構築に係る委託料部分につきましては、安全対策一般事業にそれぞれ充当するものであります。

65款財産収入につきましては若者奨学基金利子を新規計上するものであります。

これは、幸田町の若者を対象とした給付型奨学金給付事業としまして、この後、歳出で説明いたします若者奨学基金積立金に対する利子収入を見込むものであります。

70 款寄附金につきましては、総務管理費寄附金を追加するものであります。

これは、先ほど御説明をいたしました幸田町の若者を対象とした給付型奨学金給付事業において、寄附者より世界を目指す海外留学や、国内における大学進学を行う若者の学問を奨励することを目的として受けました寄附金を追加するものであります。

75 款繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を減額しまして、一般会計の収支全体を調整するものであります。

85 款諸収入、一般財団法人自治総合センターコミュニティ助成金を減額するものであります。

これは、一般財団法人自治総合センターに対し、深溝小学校区地区コミュニティ推進協議会への補助金に係る助成金を申請していましたが、不採択となったことにより、減額するものであります。

90 款町債につきましては、先ほど地方債の補正において御説明をさせていただきましたが、災害時被災者生活再建支援及び安否確認に紐づく情報一元化事業に係る財源措置としまして、新規計上するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書は18 ページをごらんください。

初めに、15 款総務費、10 項総務管理費、10 目一般管理費につきましては、一般管理一般事業におきまして、先ほど御説明いたしました幸田町の若者を対象とした給付型奨学金給付事業における国内大学進学支援奨学金選考委員報償費、国内大学進学支援奨学金選考委員旅費を新規計上するものであります。

次に、秘書事業におきまして、新聞購読料を追加するものであります。

これは、町行政に関する情報を職員で共有することについて、新聞記事をコピーし、スクラップにし、町職員が閲覧できるグループウェア上に掲載したことが著作権法違反に当たる恐れがあることから、対策として企画政策課が必要な箇所をスクラップし、町全体の把握の必要がある町長に報告をしておりました。

しかし、情報把握の即時性に欠け、職務に支障が出ていることから特別職用として新聞各紙1部を追加購入するものであります。

また、同じく秘書事業におきましては、NHK放送受信料を新規計上するものであります。

これは、去る令和7年5月8日付で議員の皆様にお知らせしたところでありますが、幸田町におきまして公用車のカーナビゲーション分17台及び施設分2台につきましては、NHK放送受信契約が未契約状態であることが判明いたしました。

NHKからは例年11月に受信契約数に関する照会を受けていますが、この認識不足により、当該照会に対する設置台数の計上に漏れを生じさせておりました。

未契約状態であります19台分につきましては、NHKによりまして、本年度分を含む未払額が算定されましたところ、その総額は146万6,782円になることが分かりました。

未契約状態にあるものにつきましては、速やかに不適切な状態を是正し、受信料の支払いを行うこととするため、このたびの補正予定をお願いするものであります。

なお、ほかにも同様の予算措置が必要であるため、放送受信機を管理するそれぞれの予算科目において計上させていただいております。

次に、職員研修事業におきまして、先ほど御説明いたしましたNHK放送受信料を新規計上するものであります。

22目安全対策費につきましては、安全対策一般事業におきまして、災害時被災者生活再建支援及び安否確認に紐づく情報一元化業務委託料を新規計上するものであります。

これは、歳入でも御説明いたしましたが、被災者の安否確認及び被害建物調査データの位置情報等を集積し、り災証明発行等、生活再建などにおいて、支援を行うためのシステム構築を行うものであります。

また、同じく安全対策一般事業におきまして、先ほど御説明いたしました、NHK放送受信料を新規計上するものであります。

25目交通安全推進費につきましては、交通安全推進事業におきまして、先ほど御説明いたしました、NHK放送受信料を新規計上するものであります。

35目財産管理費公用車集中管理事業につきましては、先ほど繰越明許費の補正において御説明いたしました公用自動車（48号車）購入費等におきまして、関係する予算といたしまして、自動車損害保険料、自動車購入費、自動車重量税等を新規計上するものであります。

また、同じく公用車集中管理事業におきましては、先ほど御説明いたしました、NHK放送受信料を新規計上するものであります。

40目企画費につきましては、国際化推進事業におきまして、先ほど御説明いたしました、海外留学奨学金選考委員報償費、海外留学支援奨学金選考委員旅費、海外留学支援奨学金、若者奨学金基金積立金を新規計上するものであります。

50目コミュニティ推進費につきましては、コミュニティ推進事業におきまして、コミュニティ活動用機材購入補助金を減額するものであります。

これは、歳入でも御説明いたしましたが、一般財団自治総合センターに対し、深溝小学校区地区コミュニティ推進協議会への補助金に係る助成金を申請していましたが、不採択となったことにより、本事業における財源がなくなったことにより減額するものであります。

補正予算説明書20ページをごらんください。

70目デジタル費につきましては、デジタル推進事業におきまして、当初予算に計上しておりましたインターネット端末購入費におきまして、歳入で御説明いたしました、財源であります国庫補助金の追加に伴い、その財源を一般財源から特定財源に更正するものであります。

20項戸籍住民基本台帳費、10目戸籍住民基本台帳費につきましては、戸籍住民基本台帳一般事業におきまして、戸籍氏名の振り仮名の法改正に伴う通知書郵送料、戸籍氏名の振り仮名の法改正に伴う通知書作成委託料をそれぞれ減額するものであります。

これは、歳入でも御説明いたしましたが、戸籍の氏名の振り仮名記載に伴う振り仮名通知出力機能に係る戸籍情報システム改修業務につきましては、令和7年度第1回幸田町議会定例会において、令和6年度の補正予算として計上し、また令和7年度に繰越明許

することで対応したため、令和7年度において計上した額をそれぞれ減額するものであります。

25款衛生費、10項保健衛生費、20目母子衛生費につきましては、母子保健事業におきまして、先ほど御説明いたしましたNHK放送受信料を新規計上するものであります。

50款消防費、10項消防費、10目常備消防費につきましては、常備消防一般事業におきまして、先ほど御説明いたしましたNHK放送受信料を新規計上するものであります。

55款教育費、10項教育総務費、15目事務局費につきましては、事務局一般事業におきまして、先ほど御説明いたしましたNHK放送受信料を新規計上するものであります。

以上が、令和7年度幸田町一般会計補正予算（第1号）の概要であります。

次に、第47号議案 令和7年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

補正予算書25ページをお開きください。

また、議案関係資料は39ページ及び46ページでありますので、併せてごらんください。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、歳入歳出それぞれ80万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ33億233万円とするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして説明させていただきます。

補正予算説明書36ページをごらんください。

40款繰入金につきましては、国民健康保険財政調整基金繰入金を追加し、国民健康保険特別会計の収支を調整するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書は38ページをごらんください。

10款総務費につきましては、一般管理一般事業におきまして、国保システム改修業務委託料（高額療養費所得区分基準変更）を新規計上するものであります。

これは、高額療養費制度において住民税非課税であります、低所得I区分の基準額が変更されることに伴い、システム改修を行うものであります。

以上が、令和7年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明であります。

令和7年第2回幸田町議会定例会に提案をいたしました単行議案は9件、補正予算は2件につきまして提案理由の説明をさせていただきました。

慎重に御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（廣野房男君） 提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

質疑をされる議員は、本日の午後5時までに議案質疑通告書を事務局へ提出願います。
次回は、6月6日金曜日、午前9時から再開いたしますのでよろしくお願いいたします。
ここで、1点御連絡申し上げます。

議会広報特別委員会を、本日10時から第1委員会室にて開催します。委員は御出席
をお願いします。

連絡事項は、以上であります。

本日は、これで散会します。

散会 午前 9時52分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和7年6月4日

議 長

議 員

議 員